

「第4次食育推進基本計画」の作成に向けた意見・情報の募集について

令和3年2月12日
農林水産省消費・安全局

この度、「第4次食育推進基本計画」（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしますので、下記の要領にて御提出いただきますようお願い申し上げます。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見・情報に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

食育推進基本計画とは、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食育推進会議（関係閣僚、有識者で構成）が作成する計画です。

平成18年3月に、計画期間を平成18年度から22年度までとする最初の計画が作成され、現行の「第3次食育推進基本計画」は平成28年度から平成32（令和2）年度までの5年間について定められています。

現在、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする「第4次食育推進基本計画」の作成に向け、食育推進会議委員（有識者に限る）及び専門委員で構成する食育推進評価専門委員会において、令和3年2月9日に計画案を審議したところですが（※）、国民の皆様からの意見・情報を検討・反映させる観点から、「第4次食育推進基本計画」（案）について、意見・情報を広く募集したいと考えております。

※ 令和3年2月9日に開催した食育推進評価専門委員会の詳細については、こちらを御覧ください。

↓

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/r02_04.html

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリック・コメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課食育総括班宛

(3) F A X の場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-6744-1974

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課食育総括班宛

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話や口頭による意見・情報は、お受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人・団体等の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合には、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和3年2月12日（金）～2月26日（金）

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

第4次食育推進基本計画（案）

以上